

木曽岬町第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定業務 仕様書

1. 業務名

木曽岬町第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定業務

2. 期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

3. 目的

国や三重県の動向、木曽岬町の障がい者をめぐる環境やニーズを的確に把握し、木曽岬町が取り組むべき課題や障がい者福祉施策の方向性、障がい福祉サービスの目標量を定める、木曽岬町第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画を策定することを目的とする。

4. 一体的に策定する計画

- ・障がい福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第二項に基づく計画）
- ・障がい児福祉計画（児童福祉法第三十三条の二十に基づく計画）

5. 業務内容

（1）基礎的な地域データ及び資料の整理分析

障がい福祉をめぐる施策動向、木曽岬町の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、障がい者（児）の現況動向及びサービスの利用状況等について、事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

（2）関係団体・サービス提供者等調査の実施支援

木曽岬町における障がい者（児）の実態並びに障がい者（児）の支援やサービス提供を行う団体・事業者等の実態を把握するため、アンケート調査を行う。

調査票の印刷、配布・回収に必要な作業は、委託者が行う（必要な費用についても委託者が負担する）。受託者は調査票の設計、及び委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	木曽岬町内において障がい者（児）の支援やサービス提供を行う団体及び事業者、小中学校の特別支援学級等
------	---

配布数	関係団体及びサービス提供事業者 30 団体 町内小中学校の特別支援学級、近隣市町の特別支援学校 5 団体
調査方法	調査シートの配布・回収
集計方法	単純集計、障がい種類別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(3) 障がい福祉サービスの推進方策の検討

計画対象者数を推計し、障がい福祉サービス等の各年度における見込量を算定し、確保策の検討を行う。

(4) 計画骨子案・素案の作成

計画の構成、施策体系等の検討を行い、課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した計画案を作成し、内容の協議を行う。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(6) 会議の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（3 回程度）の運営について、会議資料を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイスや議事要旨の作成、計画への反映を行う。

(7) 障がい者福祉施策に関する情報提供支援

障がい者福祉に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣府、こども家庭庁等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して委託者に提供するとともに、計画書案への反映を検討する。

(8) 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

6. 成果品

- ・アンケート調査結果報告書（A4 判、100 頁程度）：データ一式
- ・木曽岬町第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画（A4 判、50 頁程度）：データ一式
- ・木曽岬町第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画概要版（A4 判、4 頁）：データ一式
- ・情報提供資料一式

7. その他

- （1）本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報保護に関する条例を順守するとともに、「プライバシーマーク」認証を要する。
- （2）仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。
- （3）この仕様書に定めるもののほか今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合など、変更が必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

以上